

平成28年6月24日

大阪府

前金払の特例措置に伴う建設工事請負契約書等の改正について

前払金の早期支払を通じて早期の事業進捗等を図る観点から、平成28年度における時限的な特例措置として、下記のとおり公共工事の代価の前金払をなすことができる範囲を拡大することとし、平成28年7月1日以降に公告する案件から建設工事請負契約書等を改正しますので、お知らせいたします。

記

1 改正概要

建設工事請負契約書に別添で「前払金の使用等の特例に関する特約条項」を追加
⇒前金払の対象範囲を、第36条「前払金の使用等」に定めるもののほか、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に拡大するとともに、これらに充てられる上限額は、前払金額の100分の25である旨を規定しました。

- ・リンク先：[建設工事請負契約書〔標準〕](#)、[建設工事請負契約書〔中間前金払用〕](#)

2 適用対象

(1)平成28年7月1日以降に公告する工事案件

平成29年3月31日までに請負契約を締結する工事に係る前払金（中間前払金を含まない。）で、平成29年3月31日までに払出しが行われるもの。

(2)平成28年6月30日までに公告された工事案件

平成28年6月30日までに公告された工事で、平成28年4月1日以降に請負契約を締結した又は締結する工事については、発注部局と受注者の間で協議し、当該請負契約における前払金の使用に係る規定の変更契約を締結した上で、この特例措置を適用します。

※留意事項：平成28年3月31日までに請負契約を締結した工事で現在施工中のものは、平成28年4月1日以降に大阪府から支払いを受けた前払金であっても、この特例措置は適用されませんのでご注意ください。

3 備考

特例措置に関連して「公共工事の前金払に関する要綱」を改正します。

- ・リンク先：[公共工事の前金払に関する要綱](#)

お問い合わせ先

総務部 契約局 総務委託物品課

電話 06-6941-0351（内線 5332）